

# 豊島区特別支援教育推進計画

令和4～6年度

**【最終案】**

令和4年2月

豊島区教育委員会

## はじめに

特別支援教育をめぐって国では、障害者の権利に関する条約の署名や、障害者差別解消法の施行、発達障害者支援法の改正など、今までに様々な法の整備が進められてきました。

また、国は同条約に規定された「インクルーシブ教育システム」の構築に向け、平成24年7月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を示しました。同報告では、インクルーシブ教育システムを構築するためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとしています。

さらに、平成29年には文部科学省から幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び特別支援学校学習指導要領の改訂が示されました。

豊島区においては、これらの特別支援教育を取り巻く状況の変化を踏まえ「豊島区特別支援教育推進計画」に基づいた取組を一層充実させていく考えです。この特別支援教育の視点による園・学校・学級運営は、障害のある幼児・児童・生徒（以下、「児童・生徒等」という。）のみならず、全ての児童・生徒等の多様性に対応した保育・授業の実践や学習の工夫、教育環境の整備につながっていくことにほかなりません。

こうした認識に立ち、今後とも、これらの取組を通して、誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、互いの多様性を認め合う共生社会の形成に向け、特別支援教育の推進に努めてまいります。

多くの区民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和4年2月

豊島区教育委員会教育長

金子 智雄

# 目次

はじめに

## 第1章 計画の基本的な考え方

1 豊島区特別支援教育推進計画の基本的な考え	3
2 計画改定の背景	3
3 計画の位置付け・期間	5
(1) 計画の位置付け	5
(2) 計画期間	8
4 6つの推進プラン	6

## 第2章 計画の内容 6つの推進プランと主な事業

1 計画の体系と推進プラン	8
2 推進プランの内容	
推進プラン1 相談事業の充実	9
推進プラン2 特別支援教育の校内支援体制の充実	10
推進プラン3 交流及び共同学習の推進	11
推進プラン4 支援が必要な児童・生徒等への指導の充実	13
推進プラン5 多様な教育環境の整備	14
推進プラン6 地域や関係機関との連携した支援体制を推進	15

## 第3章 計画の推進に向けて

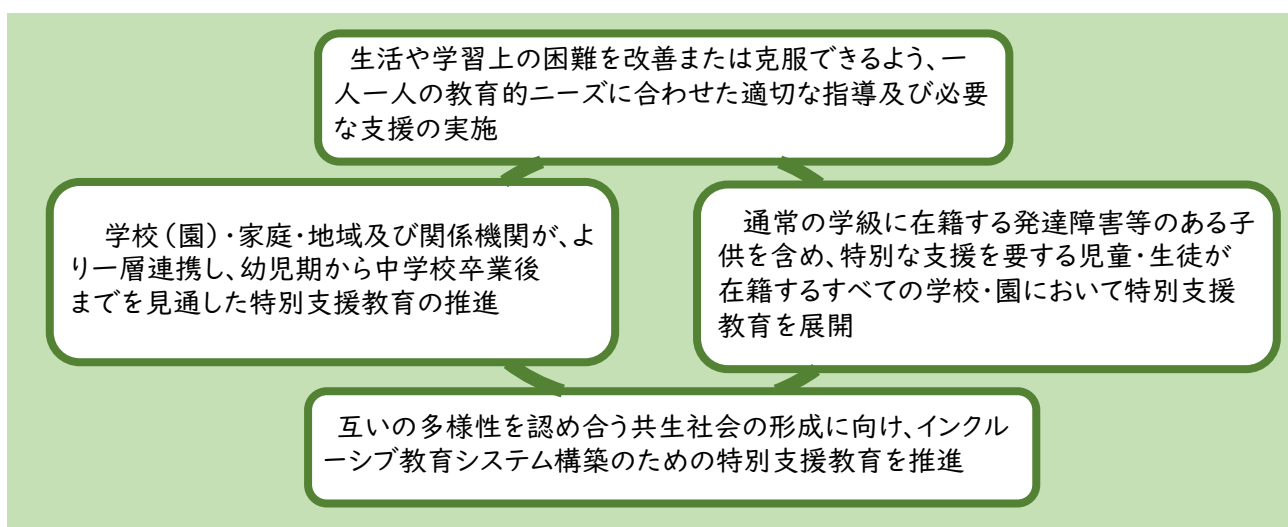
資料編	17
-----	----

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 豊島区特別支援教育推進計画の基本的な考え

本計画は、区全体の方針を示す「豊島区基本構想」及び「豊島区基本計画」に基づく「豊島区地域保健福祉計画」と関連を図りながら、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第二次実施計画」に従い、教育分野における共生社会の実現に向けた豊島区の特別支援教育の在り方、方向性を示したものです。特別支援教育によって、豊島区の**すべての**子供たちが、障害の有無に関わらず、互いに尊重し、共に学び、将来、共生社会の担い手に必要な資質・能力の育成を目指します。

本計画の理念を達成するため、豊島区における特別支援教育は、今後、次の4点に重点をおき、取り組みます。



### 2 計画策定の背景

豊島区では、時代の変化等を踏まえた特別支援教育の計画的な推進を図ってきました。

主な取組として、豊島区教育振興計画(第II期)において、一人一人を大切にする教育の推進に向けて、特別支援教育の充実を基本施策に位置付けるとともに、豊島区教育センターにおける教育相談や専門家チームによる巡回相談を実施し、特別な支援を要する幼児・児童・生徒の個別の教育的ニーズをくみ取りながら就学相談を行い、個々の能力や可能性を伸ばす場を適切に設定しています。

東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画に基づき、平成28(2016)年度、特別支援教室の小学校への全校設置、令和元(2019)年度当初には中学校全校への設置が完了しました。

平成29(2017)年度には、区内小学校に自閉症・情緒障害固定学級(1校)に設置して、発達障害の児童への指導を充実させています。

また、令和2・3年度の2年間に渡って、豊島区は、東京都教育委員会より「インクルーシブ教育システムの構築に関する実践的研究」の指定を受け、交流及び共同学習を推進するための研究を進めています。今後豊島区は、障害の有無に関わらず、多様な学びの場を設け、交流及び共同学習を中心とした、共に支え合い、共に成長する教育の充実を目指します。

<豊島区の特別支援学級・特別支援教室設置状況(令和3年度時点)>

- ◆小学校・固定支援学級(知的)6校
- ◆小学校・固定支援学級(情緒)1校
- ◆中学校・固定支援学級(知的)3校
- ◆小学校・特別支援教室拠点校 6校 中学校・特別支援教室拠点校 2校
- ◆小学校・言語難聴通級学級 1校
- ◆小学校・中特別支援学級全校(22校・8校)

<特別支援教育に関する主な動向>

時期	動向等
平成19年 1月	障害者の権利に関する条約署名
平成22年11月	東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画策定
平成23年 8月	障害者基本法の一部を改正する法律の公布・施行について(内閣府)
平成24年 7月	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推(報告)」(中央教育審議会)
平成25年 6月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律制定(平成28年4月施行)
平成27年11月	文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について(文部科学省)
平成28年 2月	東京都発達障害教育推進計画策定
平成28年 4月	豊島区立小学校(22校)に特別支援教室を設置。巡回指導開始
平成29年 2月	東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画策定
平成29年 3月	小・中学校学習指導要領 告示
平成29年 4月	豊島区立南池袋小学校に自閉症・情緒障害固定学級を設置
平成30年 8月	学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(文部科学省)
令和 元年 4月	豊島区立中学校(8校)に特別支援教室を設置し、巡回指導を開始
令和 元年 9月	豊島区教育ビジョン2019(豊島区教育振興基本計画 第Ⅱ期)策定
令和 元年12月	新しい時代の初等中等教育の在り方 論点取りまとめ(中央教育審議会初等中等教育分科会)
令和 2年 4月	豊島区立西巣鴨小学校で東京都教育委員会「特別支援学級の専門性向上事業」を実施
令和 2年 4月	東京都教育委員会「インクルーシブ教育システムの構築に関する実践的研究」を豊島区立要小学校(モデル校)で実施
令和 3年 1月	「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(中央教育審議会)
令和 4年 3月	東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第二次実施計画を策定予定 豊島区特別支援教育推進計画を策定予定

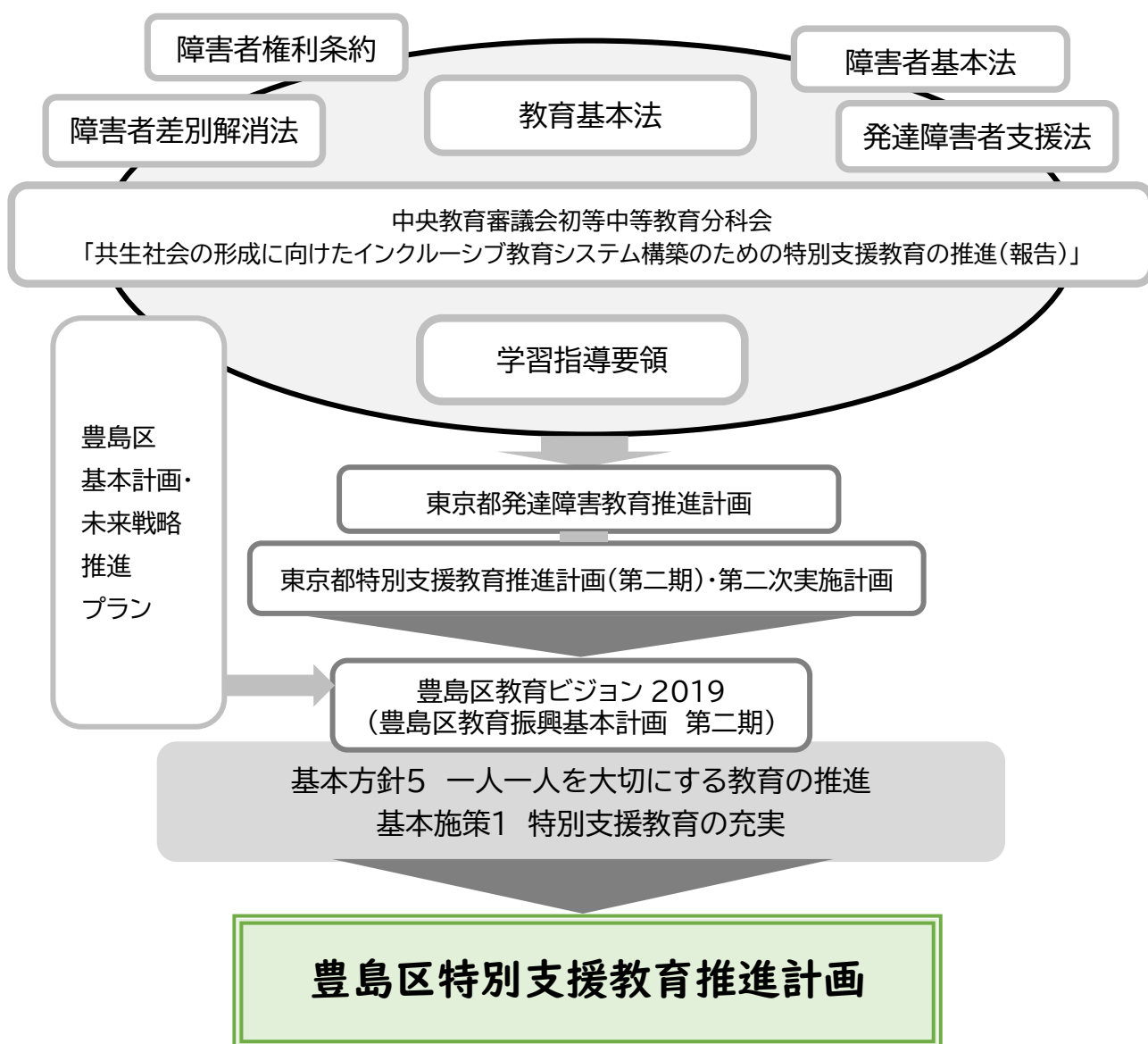
### 3 計画の位置付け・期間

#### (1) 計画の位置付け

平成29年3月に学習指導要領が告示され、総則「第4 児童生徒の発達の支援」の「2 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導」として、障害のある児童生徒等への指導について明記されました。障害のある児童生徒等への指導においては、特別支援学校等の助言や援助を活用しながら、個々の児童生徒の障害の状況等に応じて指導内容や指導方法を工夫し、組織的・計画的に行っていくことが求められています。

豊島区では、令和2年に「SDGs 未来都市」「自治体 SDGs モデル事業」に選定され、「誰一人取り残さない社会の実現」を目指しており、豊島区教育ビジョン2019(豊島区教育振興計画 第Ⅱ期)の中でも、一人一人を大切にす教育の推進に向けて、特別支援教育の充実を基本施策に位置付けています。

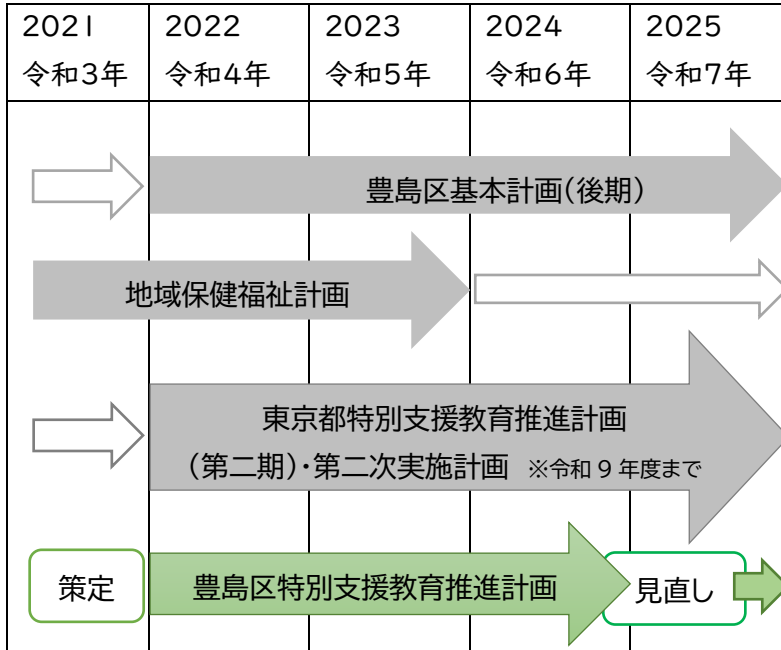
本計画を策定し、誰一人取り残さない社会、一人一人を大切にす教育を実現するための取組を、具体化します。



(2) 計画期間

本計画の計画期間は令和4年度から6年度までの3年間とします。

ただし、今後の区の上位計画の改定等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。



## 4 6つの推進プラン

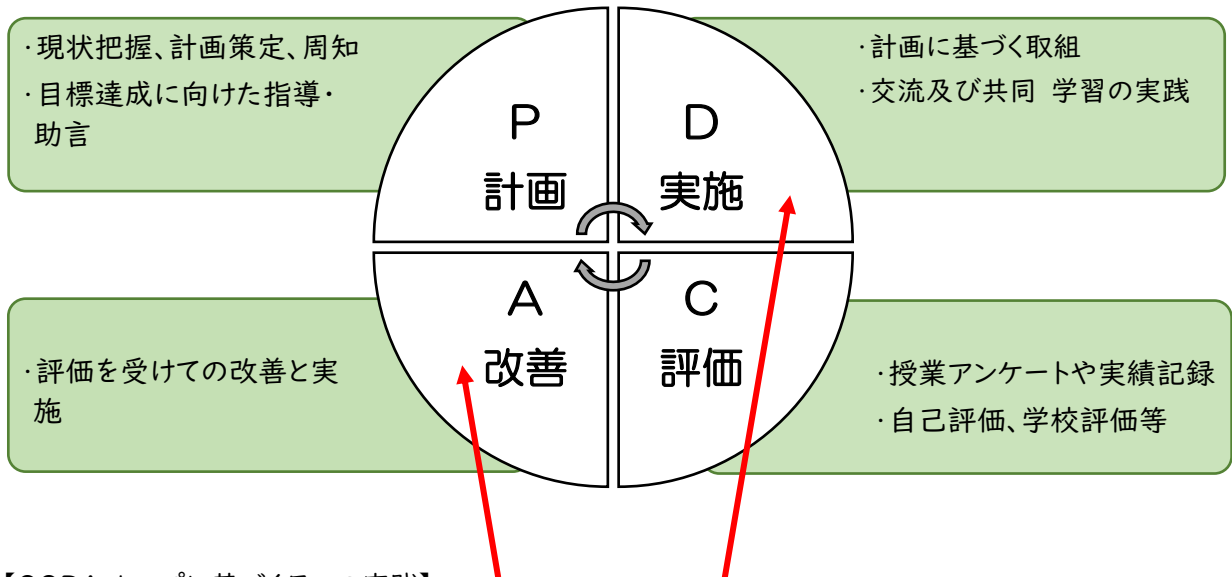
本計画においては、豊島区教育振興計画(第Ⅱ期)「豊島区教育ビジョン2019」の「基本方針5 一人一人を大切にする教育の推進 基本施策I 特別支援教育の充実」のもと、これまで取り組んできた特別支援教育の更なる推進を図るという観点から、「6つの推進プラン」を設定します。

【6つの推進プラン】

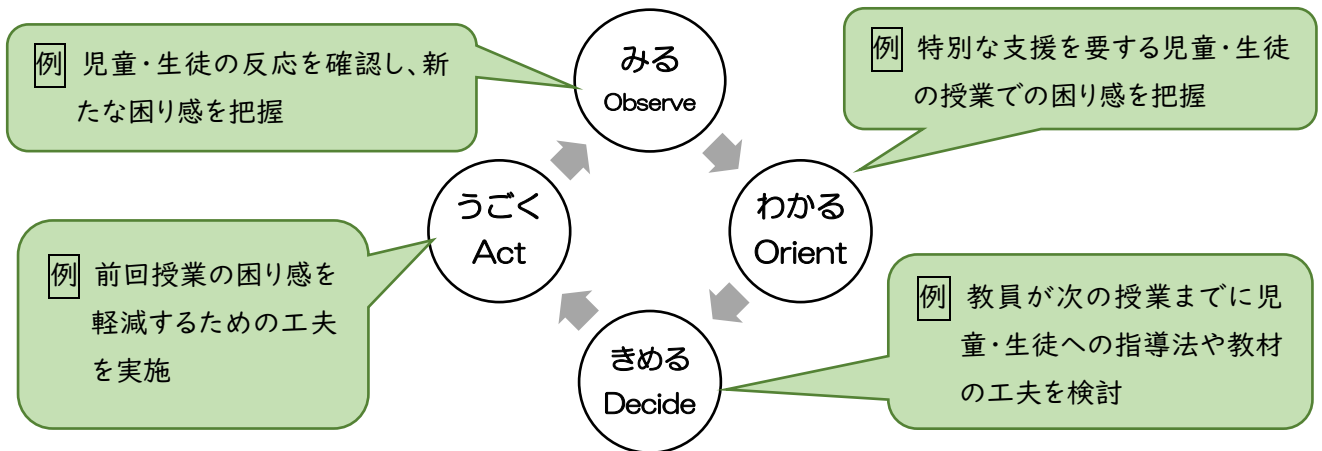
推進プラン1	相談事業の充実
推進プラン2	特別支援教育の校内支援体制の充実
推進プラン3	交流及び共同学習の推進
推進プラン4	支援が必要な児童・生徒への指導の充実
推進プラン5	多様な教育環境の整備
推進プラン6	地域や関係機関と連携した支援体制の推進

また、本計画の6つの推進プランについてはPDCAサイクルに基づき、教育委員会が計画の達成に向け全体の進捗状況を把握して指導・助言するとともに、学校等における取組については、OODAループによる実践を重ね、一人一人の特別支援教育へのニーズに即時に対応していく指導を進めていきます。

【PDCAに基づく計画の見取り】



【OODAループに基づく日々の実践】





## 第2章 計画の内容 6つの推進プランと主な事業

### 1 計画の体系と推進プラン

「6つの推進プラン」では、それぞれ令和4年度から6年度にかけて達成を目指す目標を設定します。

#### 推進プラン1

相談事業の充実

- (1) 教育相談の一層の充実
- (2) 就学相談及び就学相談委員会の充実

#### 推進プラン2

特別支援教育の校内  
支援体制の充実

- (1) 校内委員会の充実
- (2) 教育支援チーム等による学校等支援の充実
- (3) 学級運営補助員等の配置と活用

#### 推進プラン3

交流及び共同学習の  
推進

- (1) 意義やねらい等についての理解促進
- (2) 実施に向けた体制の構築
- (3) **連続性のある多様な学びの場を生かした特別支援教育の充実**

#### 推進プラン4

支援が必要な児童・  
生徒への指導の充実

- (1) 全教員の特別支援教育の視点での指導方法の改善
- (2) 特別支援教育コーディネーターの資質の向上
- (3) 特別支援教室の巡回指導教員・特別支援教室専門員の専門性の向上
- (4) 特別支援学級教員の専門性の向上

#### 推進プラン5

多様な教育環境の整備

- (1) 特別支援教室の充実
- (2) 特別支援学級(知的障害)の充実
- (3) 特別支援学級(自閉症・情緒障害)の充実
- (4) 通級指導学級(難聴学級・言語障害学級)の充実
- (5) 医療的ケア児への支援の充実

#### 推進プラン6

地域や関係機関と連携  
した支援体制の推進

- (1) 地域の相談支援機関等との連携
- (2) 保護者や地域に対する理解啓発

## 2 推進プランの内容

### 推進プランⅠ 相談事業の充実

特別な支援を必要とする子供が、能力や可能性を最大限伸ばし、自立し社会参加するために個に応じた力を培うことが求められています。

こうした状況を踏まえ、特別な支援を要する子供の発達段階や特性、教育的ニーズを把握し、教職員の専門性の向上を図るとともに、多様な教育的ニーズに応じた相談事業等を実施します。

#### —事業内容—

##### (1) 教育相談の一層の充実

教育センターにおいて、幼児期から高校卒業年代までの一人一人の自立を支える機関として、臨床心理士による来所相談、電話相談を実施し、相談内容によって学校や関係諸機関との連携を図ります。区立幼稚園幼児教育相談活動では、要支援の幼児とその保護者のサポートを行います。

#### 令和4～6年度の目標

- タブレット/パソコンを活用した新たな教育相談方法の検討・構築
- 広報として・区ホームページ等による教育相談についての周知徹底
- 教育センターより、区立幼稚園・保育園・小学校との連携、区立幼稚園・保育園から小学校へのソフトランディングを図るためのSC派遣の実施
- 教育センターや関係部局による区立幼稚園と西部子供家庭支援センター等との連携支援の実施
- 教育相談前の学校(園)における相談体制を充実させるため、学校(園)と教育センター教育相談、チームステップ等との緊密な連携の実現
- 就学相談の情報を教育センターで一元管理し、個々のケース情報を確実に小学校、中学校に引き継ぐための円滑な情報提供の実施

##### (2) 就学相談及び就学相談委員会の充実

障害のある子供の就学先については、教育センター就学相談への申し込みを経て、教育・保育・福祉・医療関係者による就学相談委員会で協議し、提案を保護者に伝達しています。小学校の就学に関わる保護者に対して、早期の発達の課題の気付きや保護者の不安感の軽減等、「就学支援シート」の効果的な活用を図り、就学前から小学校入学、学齢期へのスムーズな移行ができるようにサポートを行います。

#### 令和4～6年度の目標

- 就学支援シートの活用状況を教育センターで把握し、シートの形式等について、保護者の困り感に寄り添った相談のツールとなるよう見直しを検討・実施
- 教育センターより、就学相談の結果を保護者に伝える際に、必ず、就学後も教育の場を必要に応じて変えられることを周知徹底
- 関係機関等と連携した保護者への早期の就学相談に関する情報提供の実現
- 就学相談に関するリーフレットの発行、配布による理解啓発
- 専門家による見立てを基本とした就学相談委員会の運営体制の改善・効率化

## 推進プラン2 特別支援教育の校(園)内支援体制の充実

全ての学校(園)に特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒等が在籍しています。また、障害者差別解消法の施行(平成28年4月)や発達障害者支援法の改正(平成28年)等に加え、学習指導要領の改訂の公示(平成29年)など、特別支援教育を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした状況を踏まえ、全ての教職員が幼児・児童・生徒等一人一人の特性や課題を理解し、個に応じた適切な指導・支援ができるよう、学校(園)が、校長・園長のリーダーシップのもとに、特別支援教育コーディネーター(※6)を中心とした学校(園)内の支援体制(以下、「校(園)内支援体制」という。)の充実を図ります。

### —事業内容—

#### (1) 校(園)内委員会(※7)の充実

特別支援教室の利用も含め、校(園)内で支援の必要な幼児・児童・生徒等の指導・支援の検討・実施など、PDCAサイクル(次ページ(例)を参照)を軸に機能的に校(園)内委員会を進めていく必要があります。

特別支援教育巡回相談<チームステップ>(※8)の指導・助言により、特別支援教育コーディネーターを中心とする校(園)内委員会の一層の充実を図り、個々の指導・支援の展開に組織的に取り組みます。

#### 令和4~6年度の目標

- 校(園)内委員会の計画的開催と困り感に寄り添った組織的対応の実現
- 一人一人の教育的ニーズに対応するためのきめ細かな教育目標や指導内容・方法を盛り込んだ学校生活支援シート・個別指導計画に基づいた指導・支援の徹底
- 学校(園)と保護者、関係機関等との連携強化

#### (2) 特別支援教育巡回相談<チームステップ>による学校等支援の充実

教育支援チームが小・中学校等を定期訪問または要請に基づき随時訪問し、適切な指導・助言を行います。また、専門的な見地から助言が必要な場合、医療・福祉・教育の専門家チームによる訪問支援を行います。

#### 令和4~6年度の目標

- 教育センター・チームステップ事業についての学校や保護者等への理解啓発
- 教育センター・専門家チーム巡回相談における巡回講師の拡充
- 教育センターより校(園)内研修会等への教育相談員の講師派遣

#### (3) 学級運営補助員等の配置と活用

通常学級や特別支援学級における特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、学校生活支援シート・個別指導計画に基づき、学級運営補助員を配置し、学習面や行動面での支援を図ります。このほか、特別支援学級に特別支援学級指導員を配置し、児童・生徒の生活習慣の指導等の支援を図ります。

#### 令和4~6年度の目標

- 教育センターによる、一人一人の児童・生徒の困り感等を踏まえた適正な補助員等配置の実現
- 学級担任等と補助員等との緊密な連携によるきめ細やかな児童・生徒支援の実現

### 推進プラン3 交流及び共同学習の推進

豊島区は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指しています。また、小学校・中学校等や、特別支援学校の学習指導要領等においては、交流及び共同学習（※9）の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすることとされています。

障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、**すべての子供たちにとって**、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものです。そして、交流及び共同学習には、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進する必要があります。

交流及び共同学習を推進することによって、**すべての子供たちが**幅広い体験をし、視野を広げることで、豊かな人間形成に資するとともに、学校全体の教育活動の活性化を図ります。

#### —事業内容—

##### (1) 意義やねらい等についての理解促進

区内全ての学校で交流及び共同学習を実施するにあたり、意義やねらい等について共通理解を図ります。

###### 令和4～6年度の目標

- 幼児、児童、生徒への障害理解教育の推進及び人権尊重教育の徹底**
- 教員研修や保護者相談事業等における「交流及び共同学習」の意義やねらい等についての理解促進
- 「学校におけるインクルージョンに関する実践的研究事業」における交流及び共同学習の実践報告リーフレットを活用した教科等の指導における交流及び共同学習の拡充
- 副籍制度（※10）による交流、直接・間接交流の拡充
- 交流及び共同学習についての区民への理解促進

##### (2) 実施に向けた体制の構築

校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に取り組む体制を整えます。

###### 令和4～6年度の目標

- 交流及び共同学習の各教科等の年間指導計画への位置付け
- 交流及び共同学習の実施に向けた校内研修等の実施
- 特別支援学級の教員が作成する「学校生活支援シート」や「個別指導計画」等の書式を電子化し、随時パソコン等で確認ができるソフトを活用し、指導のねらいや手だて、実態の情報共有を推進
- 教育委員会による学校におけるインクルーシブな教育に向けた取組推進に向けた積極的な指導・助言
- 児童会や生徒会活動における自主的な障害理解への取組の充実
- タブレットパソコンを活用した交流及び共同学習における指導・支援方法の工夫・改善
- 実施した交流及び共同学習の成果を踏まえた学校経営、学級経営の充実**



## 推進プラン4 支援が必要な児童・生徒への指導の充実

全ての学校等に在籍する特別な教育的支援が必要な児童・生徒等、また多様な児童・生徒等へより適切な指導・支援を行うためには、全教員に特別支援教育の視点も含めた指導・支援の充実が求められます。また、特別支援教育の視点で行う学校経営、学級経営は、全ての児童・生徒にとってわかりやすい授業、過ごしやすい学校づくりにつながります。

さらに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、特別支援学級・特別支援教室等担当教員の専門性の向上が必要です。

このため、特別支援教育の理念や障害特性等の理解を深め、個々の教育的ニーズに対応した指導方法に関する研修を実施するとともに、都立特別支援学校が担う特別支援教育センター的機能等を活用し、全ての教員の専門性の向上を図ります。

### —事業内容—

#### (1) 全教員の特別支援教育の視点での指導方法の改善

全ての教員が特別支援教育の視点での、授業づくりや指導の改善を図るための研修を充実させ、合理的配慮(※11)に基づいた授業の工夫や、障害のあるなしにかかわらず、誰もが分かりやすい・理解しやすいユニバーサルデザインの視点で教員の指導力の向上を図ります。

##### 令和4～6年度の目標

- 学校生活支援シートおよび個別指導計画を活用した指導の拡充
- 通常の学級における授業のユニバーサルデザイン(UD)化の推進
- 職層研修における特別支援教育研修の拡充
- 特別支援学級の教員及び通常の学級の教員を対象とした教員研修の拡充
- 都立特別支援学校が担う特別支援教育センター的機能等を活用した、学校における指導方法の改善

#### (2) 特別支援教育コーディネーターの資質の向上

校(園)内支援体制充実の要である特別支援教育コーディネーターの資質向上のための研修を行います。

##### 令和4～6年度の目標

- 都立特別支援学校等と連携した研修の実施及び情報交換の場の設定
- 各校(園)特別支援教育コーディネーター間の情報交換の場の設定

#### (3) 特別支援教室の巡回指導教員・特別支援教室専門員の専門性の向上

全教員対象の障害理解等研修及び巡回指導教員等対象の専門的な研修等を実施します。

##### 令和4～6年度の目標

- 特別支援教室の指導方法等について、「特別支援教育ガイドライン」を作成・配布
- 都立特別支援学校等と連携した研修の実施及び情報交換の場の設定
- 学校の教育目標に基づいた、特別支援教室における授業改善推進プランの作成及び実践

#### (4) 特別支援学級教員の専門性の向上

専門研修の対象及び内容等の改善を図るなど、引き続き特別支援学級教員の専門性向上に取り組みます。

##### 令和4～6年度の目標

- 特別支援学級の指導方法等について、「特別支援教育ガイドライン」を作成・配布
- 都立特別支援学校と連携した研修の実施及び情報交換の場の設定
- 学校の教育目標に基づいた、特別支援学級における授業改善推進プランの作成及び実践

## 推進プラン5 多様な教育環境の整備

特別支援学級の円滑な運営を図るとともに、全小・中学校に特別支援教室が設置された状況を踏まえ、特別支援教育の推進に向けて多様な教育環境を整備します。また、様々な支援を必要とする児童・生徒等に適切に対応するとともに、学びの可能性を拓く観点から、タブレットパソコンを活用した教育を推進します。

### —事業内容—

#### (1) 特別支援教室の充実

小・中学校全校に特別支援教室が設置されたことで、対象児童・生徒へ更なる指導・支援の充実を図ります。

##### 令和4～6年度の目標

- 担当教員に対する管理職による日常的指導及び指導主事による学校訪問時での指導・助言の充実
- 小・中学校の連携による学校生活支援シート・個別指導計画等の円滑な引継ぎ及び情報共有の徹底
- タブレットパソコンを活用した指導・支援方法の工夫・改善

#### (2) 特別支援学級(知的障害)の充実

##### 令和4～6年度の目標

- 担当教員に対する管理職による日常的指導及び指導主事による学校訪問時での指導・助言の実施
- 特別支援学校から学んだ専門的な知識、個の対応、具体的な実践等について、実践的な授業研究を通じた相互交流の充実
- 特別支援学級の教員及び通常の学級の教員を対象とした交流及び共同学習の推進に向けた研修の実施
- タブレットパソコンを活用した指導・支援方法の工夫・改善

#### (3) 特別支援学級(自閉症・情緒障害)の充実

##### 令和4～6年度の目標

- 担当教員に対する管理職による日常的指導及び指導主事による学校訪問時での指導・助言の実施
- 都立特別支援学校が担う特別支援教育センター的機能等を活用し、特別支援学校から専門的な知識や個別の対応、具体的な実践等を学ぶための相互交流の実施
- 特別支援学級の教員及び通常の学級の教員を対象とした交流及び共同学習の推進に向けた研修の実施
- タブレットパソコンを活用した指導・支援方法の工夫・改善
- 令和4年度に検討委員会を設置し、小・中学校特別支援学級(自閉症・情緒障害)増設の検討を推進

#### (4) 通級指導学級(難聴学級・言語障害学級)の充実

通級指導学級(難聴学級・言語障害学級)の充実のため、教育環境を整備します。

##### 令和4～6年度の目標

- 通級指導学級「ことばの教室」「きこえの教室」の指導方法の工夫・改善
- 大学教授等による指導方法に関する教員研修や専門家による診断等の拡充
- 指導用教具の整備充実を推進
- タブレットパソコンを活用した指導・支援方法の工夫・改善

#### (5) 医療的ケア児への支援の充実

医療的ケアの実施体制の整備を着実に進め、医療的ケア児に対する支援を充実していきます。

##### 令和4～6年度の目標

- 医療的ケアの必要な児童・生徒への具体的な支援等に関する教員研修の充実
- 就学相談等における医療的ケアに係る個別課題についてのきめ細やかな検討の実施
- 学校における医療的ケア児の支援について、関係各課と連携した保護者への周知の充実

## 推進プラン6 地域や関係機関と連携した支援体制の推進

特別な教育的支援を必要とする子供たちが、その能力と可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができる力を身に付けていくためには、学校だけでなく、社会全体の様々な場で学ぶことが大切です。

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合う社会である共生社会の実現に向かうためには、障害のある児童・生徒等にとっても、障害のない児童・生徒等にとっても、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てるとともに多様性を尊重する心を育てることが大切です。こうした目標は、学校だけでは実現できません。地域・社会が一体となって、相互理解を深めていくことが大切です。

全ての子供たちが地域社会の一員として豊かに成長するため、多様な交流の機会の設定や、保護者や地域、関連機関と連携した支援体制の整備を通して、共生社会の実現に向けた取組を一層推進します。

### —事業内容—

#### (1) 相談・支援機関等との連携

個別の教育的支援が必要な児童・生徒を**はじめ、困り感をもつ家庭**等への支援の充実を図るため、学校(園)と相談・支援機関等との連携を強化します。また、学齢期以降の相談・支援機関等へも継続していけるよう、十分な連携を図ります。

##### 令和4～6年度の目標

- 豊島区保健福祉部と教育部との相談・支援情報の共有、学校(園)への引継ぎを図るための連携強化
- 学校(園)と民生・主任児童委員や豊島区**民**社会福祉協議会(地域NPO等)との連携及び情報共有の強化
- 学校(園)と放課後等デイサービス事業所や医療機関等との連携の強化

#### (2) 保護者や地域に対する理解啓発

リーフレット等の配布やPTA等と協働した研修・講座の開催等を通して、障害特性や特別支援教室の設置など特別支援教育に関する理解啓発に努めます。

##### 令和4～6年度の目標

- 保護者、地域等への啓発用リーフレット等の配布
- PTA 連合会と連携した保護者対象の研修会・講演会等の実施
- 次年度小学校入学予定の子供の保護者を対象とした就学相談説明会における個別相談の拡充
- 豊島区保健福祉部と教育部が連携した特別支援教育啓発のための取組の実施



### 第3章 計画の推進に向けて

本計画を推進するに当たっては、区立学校の教職員はもとより、保護者や学校関係者、地域の方々などに対して計画内容等の周知・共有を図るとともに、理解・協力を得ることが重要です。

更に、特別支援教育の充実には、国や東京都の広域的な立場からの制度面、財政面を含めた支援が不可欠であることから、今後とも、適時・適切に意見や要望を伝えていくこととします。

本計画の改定に際しては、「豊島区特別支援教育検討委員会」において、小・中学校等の PTA や関係諸機関等の意見を聴きながら検討を進めました。今後は改定した計画を着実に推進するため、同検討委員会で各年度における計画の進捗状況を点検・評価し、その結果等を次年度以降の取組に生かしていきます。

## 資料編

### 目次

I 豊島区における特別支援教育に関する現状	.....17
II 就学支援相談件数	.....21
III 用語解説	.....22
IV 豊島区特別支援教育検討委員会の実施状況及び 本計画の策定に向けたパブリックコメントについて	.....24

## I 豊島区における特別支援教育

### 1 豊島区の特別支援教育学級・特別支援教室の設置状況（幼稚園3園 小学校22校 中学校8校のうち）

- ・小学校・固定支援学級(知的)6校
- ・小学校・固定支援学級(情緒)1校
- ・中学校・固定支援学級(知的)3校
- ・小学校・特別支援教室拠点校 6校／・小学校・特別支援学級 22校(全校設置)
- ・中学校・特別支援教室拠点校 2校／・中学校・特別支援学級 8校(全校設置)
- ・小学校・言語難聴通級学級 1校

### 2 最近5年間の特別支援教育に関する取組や研究の実績

- 平成28年度 全小学校における特別支援教室巡回指導開始
- 平成29年度 小学校に自閉症・情緒障害固定学級(1校)設置
- 令和 元年度 全中学校における特別支援教室巡回指導開始
- 令和 2年度 東京都教育委員会「特別支援学級の専門性向上事業」指定  
(豊島区立西巣鴨小学校・東京都立王子特別支援学校)
- 令和 2年度 東京都教育委員会「令和2・3年度 学校におけるインクルージョンに関する実践的研究事業」開始

### 3 知的固定学級

昭和29年に長崎小・西巣鴨中に特別支援学級が設置されてから現在まで、知的固定学級を区内小学校5校、中学校3校に設置しています。

知的固定学級では、少人数の学級編制で、学級の児童・生徒の状況に応じた教育課程を編成し、一人一人の個別指導計画に基づいた指導を行っています。児童・生徒の状況に応じて「特別支援学校 小・中学部学習指導要領」を参考に指導を行うとともに、教科や特別活動で学ぶ内容を組み合わせた「各教科等を合わせた指導」も行い、生きる力や自分を表現する力を身に付けさせています。

### 4 情緒障害等通級指導学級と特別支援教室

東京都における発達障害教育は、これまで情緒障害等通級指導学級を中心に実施してきました。情緒障害等通級指導学級は、通常の学級に在籍する発達障害又は情緒障害の児童・生徒を対象とし、通級による指導を行うものです。

平成29年度、豊島区では南池袋小学校に通級指導学級とは異なる自閉症・情緒障害固定学級を設置し指導を行っています。

また、通常の学級に在籍する発達障害又は情緒障害の児童・生徒を対象として、発達障害教育を担当する教員が各学校を巡回して指導することにより、これまで通級指導学級で行ってきた特別な指導を児童・生徒が在籍校で受けられるようにするのが特別支援教室です。制度上は、国の通級による指導に位置付けられるものであり、対象者及び指導内容はこれまでの情緒障害等通級指導学級と同様です。

豊島区は、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画(平成22年11月)及び東京都発達障害教育推進計画(平成28年2月)に基づき、平成28年度から全小学校で、令和元年度からは全中学校においても特別支援教室巡回指導を開始しました。

## 5 言語難聴通級学級

豊島区では、平成17年に、年齢に相応した言葉が身に付いていない言語発達遅滞や、会話などを聞き取ることができない難聴等の障害を抱える児童に対して、1週間に1~2回、在籍する学校ではなく、個別の教育課程に基づいた学習が行えるように、池袋小学校に通級指導学級「ことばの教室」「きこえの教室」を設置しました。現在、構音・吃音・言発・難聴等の障害に対して、視覚教材や補聴器を使つての対話の授業を取り入れ、児童のコミュニケーション力の向上に努めています。

## 6 「特別支援教室」での巡回指導

通常の学級に在籍する発達に課題がある(自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害)等で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童に対し、発達課題の状態に応じて「自立活動」等の指導を行っています。



児童・生徒は在籍する学校から通級指導学級設置校に通級し、指導を受けます。



平成28年度より全小学校、令和元年度より全中学校に特別な指導を行う教室を設置し、教員が児童の在籍する学校を巡回して指導しています。

## 7 特別支援教育巡回相談(チームステップ)

令和元年9月に策定された「豊島区教育ビジョン2019(豊島区教育振興基本計画 第Ⅱ期)」に示されている「特別支援教育の充実」の実現に向け、豊島区教育センターでは、就学前の教育相談を充実させるとともに、区立幼稚園、小・中学校に在籍する特別な支援を要する児童・生徒及び学級を支援するための「特別支援教育巡回相談(チームステップ)」を実施し、専門家を学校に派遣する等、きめ細やかな支援を行っています。

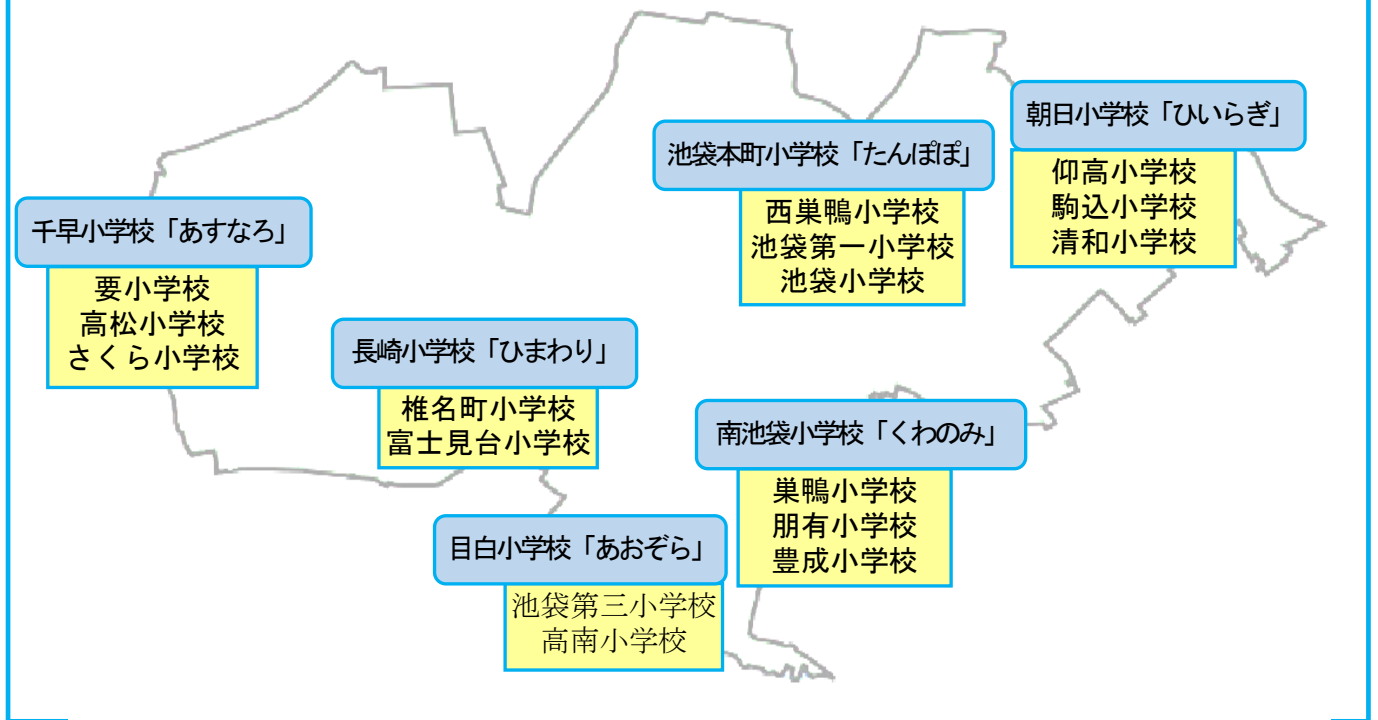
【小学校における特別支援教室】

6つの拠点校

と

巡回校

区内を6つのブロックに分け、6つの拠点校を設置します。拠点校の教員が、児童の在籍する学校（区内22校）を巡回・指導します。



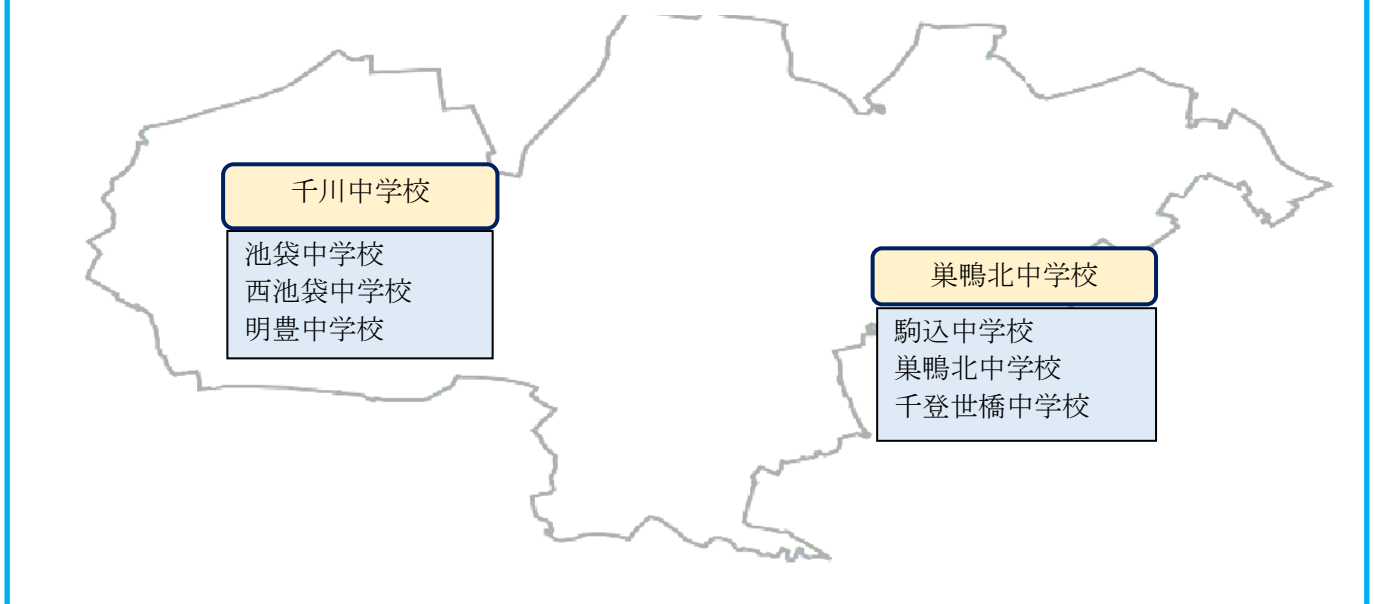
【中学校における特別支援教室（S-room）】

2つの拠点校

と

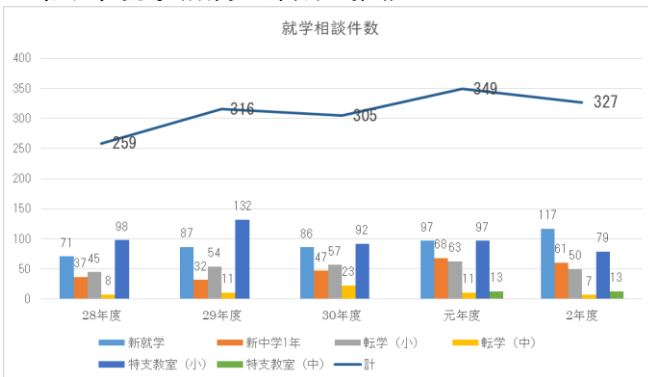
巡回校

区内を東西に分け、2つの拠点校を設置します。拠点校の教員（巡回指導員）が、生徒の在籍する学校（区内8校）に巡回して指導します。

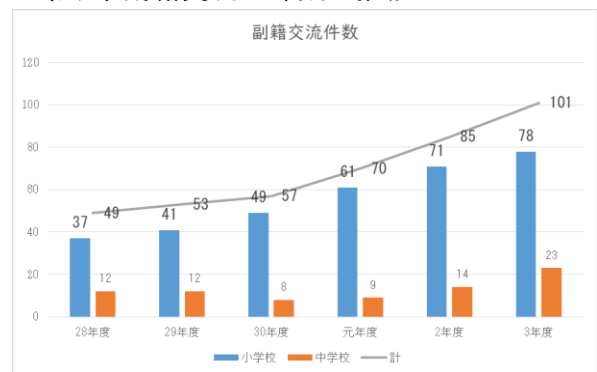


## Ⅱ 就学支援相談件数

(図1) 就学相談の件数の推移



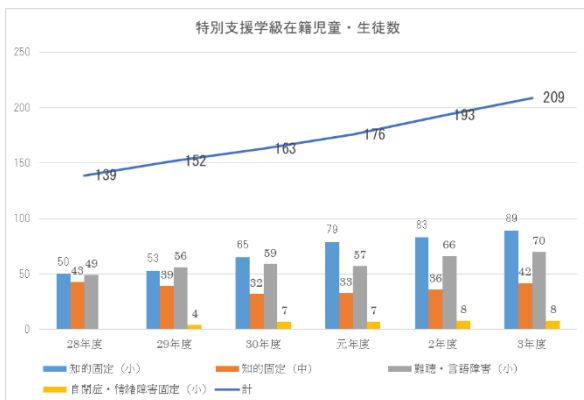
(図2) 副籍交流の件数の推移



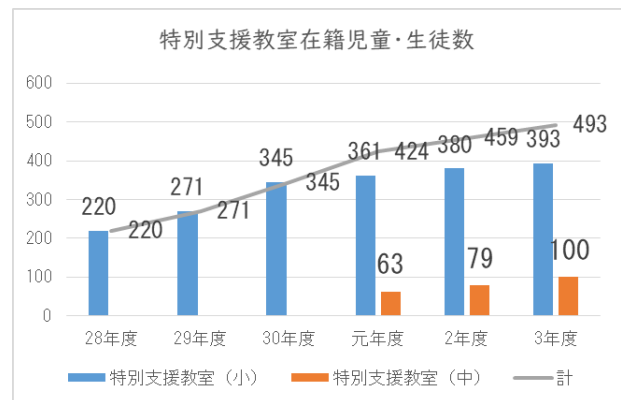
(集計) 令和3年度 豊島区教育センター

- ◆ 図1は、過去5年間の就学相談の件数の推移を示しています。これまでのきめ細やかな支援の結果、就学相談の件数が増加し、一人一人の困り感への支援について具体的に検討する機会を増やすことができます。
- ◆ 図2は、特別支援学校に在籍する児童・生徒との副籍交流の推移を示しています。副籍による在籍児童生徒と小・中学校との交流が増加していることから、小・中学校における障害への理解が深まっていると考えられます。

(図3) 特別支援学級在籍児童・生徒数の推移



(図4) 特別支援学級在籍児童・生徒数の推移



(集計) 令和3年度 豊島区教育センター

- ◆ 図3は、特別支援学級在籍児童・生徒数の推移、図4は、特別支援学級在籍児童・生徒数の推移を示しています。東京都特別支援教育推進計画に基づき、豊島区が進めてきた特別支援教室の全小・中学校への設置、情緒障害固定学級(小学校1校)の設置を契機として、特別支援教室並びに特別支援学級の在籍児童・生徒数は年々増加しています。これは、豊島区において、支援を必要とする児童・生徒の支援するための環境の整備が進んでいると捉えることができます。

### Ⅲ 用語解説

#### ※ 1 特別支援教室

特別支援教室は、知的発達に遅れのない発達障害や情緒障害のある児童・生徒を対象に、きめ細かな指導と支援の一層の充実を図るため各校に設置され、専門性の高い教員が巡回指導を行う教室。

#### ※ 2 個別指導計画

教育上特別な支援が必要な児童・生徒について、学校での学習や生活上の課題を明らかにし、その課題を解決するための目標を定め、指導の手立てや達成状況を記録したもの。

#### ※ 3 就学支援シート

乳幼児期から学齢期への支援の継続を図るため、就学前の子供の家庭・子供園・幼稚園・保育園・療育機関での様子や保護者の思いなどを記入して、保護者が子供の就学先に提出し、就学後の支援に役立てるもの。

#### ※ 4 学校生活支援シート

教育上特別な支援が必要とする児童・生徒等一人一人の教育的ニーズを把握し、必要な支援を行うことができるよう、長期的な視点で学齢期を通じて一貫して適切な支援を行うことを目的として作成するもの。この作成には、教育のみならず、福祉、医療、保健、労働等の様々な側面からの取組を含めて関係機関、関係部局の密接な連携・協力が不可欠。特別支援学校学習指導要領で規定されている「個別の教育支援計画」と同じ役割で、東京都教育委員会における同計画の呼称。

#### ※ 5 インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第24条から、人間の多様性の尊重等の強化、障害者の精神的・身体的な能力を可能な最大限まで伸長させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供される等が必要とされている。  
(文部科学省：「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教の推進(報告)概要」より)

#### ※ 6 特別支援教育コーディネーター

学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う教員。

#### ※ 7 校内委員会

学校内における全体的な特別支援教育に関する支援体制を整備するための委員会。構成員としては、校長、副校長、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、担任、養護教諭、学年主任などのほか、必要に応じて外部の関係者で構成される委員会。

#### ※ 8 特別支援教育巡回相談<チームステップ>

小・中学校の通常の学級や区立幼稚園に在籍する特別な支援を要する幼児・児童・生徒及びその学級担任等に対する指導・助言やサポートを目的として派遣する巡回指導員。

#### ※ 9 交流及び共同学習

障害のある子供と障害のない子供とが活動を共にする機会。平成29年3月に告示された学習指導要領 総則において、「交流及び共同学習の機会を設けること、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むこと」が位置付けられている。豊島区では、「学校におけるインクルーシブ教育システム」の基礎を整えることを目的として、交流を通して豊かな人間性を育むとともに、共同学習を通して、教科のねらいの達成を目指す取組を推進している。

※10 副籍制度

特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流（学校行事や地域行事等における交流等）や間接的な交流（学校・学年・学級だよりの交換等）を通じ、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

※11 合理的配慮

障害者権利条約、障害者差別解消法で規定している、障害を理由に日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行う配慮。



#### IV 豊島区特別支援教育検討委員会の実施状況及び本計画の策定に向けたパブリックコメントについて

##### I 豊島区特別支援教育検討委員会の実施状況

<p>(1) 第1回</p> <p>日時:令和3年5月18日(火)午後3時30分～午後4時45分</p> <p>場所:豊島区役所 教育委員会室</p> <p>内容:○豊島区特別支援教育推進委員会における協議事項を確認 ○協議-「豊島区特別支援教育推進計画(素案)について」</p>
<p>(2) 第2回</p> <p>日時:令和3年7月13日(火)午後3時45分～午後4時45分</p> <p>場所:豊島区立南池袋小学校</p> <p>内容:○協議-「豊島区立学校におけるインクルーシブな教育について」</p>
<p>(3) 第3回</p> <p>日時:令和3年8月6日(金)午後3時45分～午後4時45分</p> <p>場所:豊島区役所会議室</p> <p>内容:○協議-「相談事業及び支援体制の充実について」</p>
<p>(4) 第4回</p> <p>日時:令和3年10月25日(月)午前10時～午前11時</p> <p>場所:豊島区立要小学校</p> <p>内容:○要小学校における交流及び共同学習の実践について ○協議-「豊島区特別支援教育推進計画(素案) 推進プラン1～3について」</p>
<p>(5) 第5回</p> <p>日時:令和3年12月21日(火)午前10時30分～午前11時30分</p> <p>場所:豊島区立教育センター 研修室</p> <p>内容:○協議-「豊島区特別支援教育推進計画(素案) 推進プラン4～6について」</p>
<p>(6) 第6回</p> <p>日時:令和4年3月7日(火)午後3時～午後4時</p> <p>場所:豊島区役所会議室</p> <p>内容:○協議-「パブリックコメントの結果及び豊島区特別支援教育推進計画(最終案)について」</p>

##### ○ 協議内容の概要

- 豊島区の特別支援教育の課題としては、これまで整備されてきた環境を生かし、すべての子供に対する特別支援教育を充実させていくことが挙げられます。
- 交流及び共同学習は行われているものの、十分な交流計画を策定せずに実施されている事例が多く、相互理解や自立に必要な社会性の育成を図るためには、学校行事や校外学習等だけでなく、日常のたてわり班活動やクラブ・委員会活動、給食交流等を充実させるとともに教科学習の交流及び共同学習をより一層進めて、共に学ぶことを日常化させていく必要があります。
- 学校や教育委員会の実施している事業が、一人一人の教育的ニーズ、困り感への対応等を中心に計画・実施されており、教育課程の中に連続性のある多様な学びの場を生かした特別支援教育の充実に向けた取組が十分に位置付けられていない現状も改善していく必要があります。
- 学校の教員の意識についても、「同じ場で共に学ぶこと」を共通認識するまでには至っていない状況にあります。常時、通常の学級が、障害のある子供を「受け入れる」といった教員の意識を改め、障害の有無に関わらず「共に学ぶ、共に成長する」ことを全教員で共通認識していく必要があります。

- 就学相談においては、相談時の子供たちの状況を基にした相談に重点が置かれ、入級後の交流及び共同学習や成長に伴う様々な学びの場の選択についての相談がほとんど行われていない状況もみられます。一人一人の成長に合わせた支援をさらに充実させるために、区全体の特別支援教育の枠組みの中での共通理解が欠かせません。
- これまでの豊島区の特別支援教育の成果と課題を踏まえ、時代の変化に応じながら、今後、豊島区が取り組む特別支援教育の指針として、「豊島区特別支援教育推進計画」を策定し、「豊島区特別支援教育推進計画」に基づく特別支援教育を着実に推進することで、課題を解決していくことが必要と考えます。
- 特に、推進プラン3 交流及び共同学習の推進は、豊島区すべての子供たちに社会性や豊かな人間性を育む大切な機会となるものであり、障害の有無に関わらず、互いに尊重し、共に学び、将来、共生社会の担い手として必要な資質・能力を育成することにつながると考えます。

## 2 本計画の策定に向けたパブリックコメントの結果

(1) 実施期間	令和4年1月18日(火)～2月18日(金)
(2) 周知方法	「広報としま」令和4年1月11日号掲載、区ホームページ掲載、全区立幼稚園、小中学校等の保護者に周知、区内幼稚園・保育園に周知
(3) 閲覧場所	区ホームページ、指導課、教育センター、行政情報コーナー
(4) 提出意見数	40件-保護者 26件、区民 8件、教職員 4件、子供 2件 メール 23件、ファクシミリ 3件、郵送(学校経由含) 13件、窓口来庁 1件
	①「豊島区特別支援教育推進計画(素案)」に関すること 31件
	②「豊島区特別支援教育推進計画(わかりやすい版)」に関すること 9件
(5) 提出意見への対応	
	① 既に記載されている内容への意見等 13件
	② 「豊島区特別支援教育推進計画(素案)」の修正を行った意見等 3件
	③ 個別要望の意見等 24件

## 3 本計画の最終決定・周知

月日(曜日)	会議等	内容
令和4年 2月22日(火)	令和4年第一定例議会 子ども文教委員会	・豊島区特別支援教育推進計画の内容説明 ・パブリックコメントの内容等の報告
令和4年 3月7日(月)	第6回 豊島区特別支援教育 検討委員会	・パブリックコメントを受け、「豊島区特別支援教育 推進計画」最終案を審議・了承
令和4年 3月9日(火)	3月定例教育委員会	・「豊島区特別支援教育推進計画」最終審議・決定
令和4年 3月21日(月)	広報としま 掲載 教育委員会ホームページ掲載	・教育委員会において決定した計画を掲載予定
令和4年度 4月		・令和4年4月の校園長会にて周知 ・「教育だより豊島」ほかにおいて、区民へ広報

# 令和3年度特別支援教育検討委員会

## 【委員名簿】

区 分		氏 名	職名等
学識経験者	委員長	中西 郁	十文字学園女子大学 教育人文学部児童教育学科 教授
医 療	委 員	大島 早希子	板橋区役所前こどもクリニック 院長
心 理	委 員	黒田 美保	帝京大学 文学部心理学科 教授
学校関係者	委 員	小林 幾子	豊島区立池袋幼稚園長(幼稚園長会)
	委 員	北澤 弘幸	豊島区立要小学校長(小学校校長会)
	委 員	平本 浩実	豊島区立巣鴨北中学校長(中学校校長会)
	委 員	鎌田 英美	都立王子特別支援学校 特別支援教育コーディネーター
保護者代表	委 員	笹谷 豊	豊島区立小学校 PTA 代表
	委 員	御代 恒	豊島区立中学校 PTA 代表
教育委員会	委 員	兒玉 辰哉	豊島区教育委員会教育部長

## 【事務局】

部局・課	氏 名	職名等
指導課	佐藤 明子	指導課長
	関根 憲一	統括指導主事
	堀田 誠	指導主事
	一木 喜美	指導主事
	深山 まやみ	事務主事
教育センター	野崎 徳道	教育センター所長
	五月女 光雄	教育相談 G 係長
障害福祉課	岸波 めぐみ	知的障害者支援 G 係長
	武末 未来	発達障害者相談 G 係長
子育て支援課	菅谷 ともみ	西部子ども家庭支援センター所長

# 豊島区特別支援教育推進計画

令和4～6年度

令和4年3月発行

編集・発行 豊島区教育委員会事務局

教育部指導課

豊島区南池袋 2-45-1

TEL 03-3981-1146(指導課)